

## 本会議での質問原稿(全文)

### ●令和元年9月

南区選出の大迫義知でございます。同僚の湯浅光彦、川嶋優子両議員とともに、公明党京都市会議員団を代表し質問をいたします。

#### ■最初に、「動物愛護行政の推進」について伺います。

これまで京都市は、全国初の府市協調による動物愛護センターの整備をはじめ動物愛護憲章の制定、「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」、所謂「マナー条例」を制定するなど、全国を牽引する取り組みをされてまいりました。

こうした中、本年6月、平成24年の法改正に付記された「法施行5年後の見直し規定」を踏まえた議論の末、動物愛護管理法が改正されました。主な改正点は、(1) ペット業者等における動物の飼養環境、繁殖方法などに対する遵守規定の徹底、(2) 出生後56日（8週）を経過しない犬猫の販売や展示の制限、(3) 犬猫の繁殖業者等のマイクロチップ装着及び登録の義務化、(4) 動物虐待に対する厳罰化、(5) 人に危害を加えかねない特定動物の愛玩目的での飼養の禁止など、となっております。併せて、これまで課題となっていた動物看護師を国家資格化する「愛玩動物看護師法」も制定される等、動物愛護行政を一層推進するための法整備がなされたところです。

私は、京都市においてもこうした動向を捉え、これまでの取組みを検証しながら、次なる施策推進のため、より実効性のある方策を検討することが重要であると考えます。

折しも、平成27年3月に制定した「マナー条例」も、5年目が経過する中で、新たな課題も生まれ見直し時期にきていくと思います。例えば、「多頭飼育」と一口に言っても、ノラ猫の無秩序な繁殖による地域環境の悪化や、ごみ屋敷状態となった中での不適切な動物飼育、また、危険な特定動物とともに多数の動物を飼育する事例など、届出の如何を問わず、適正飼育のあり方や飼い主のモラル向上に向けた解決すべき課題を抱えています。さらに、桂川河川敷の野犬問題や、全国的にも課題となっている動物虐待など、京都市としても、複雑多様化する課題に対して的確に対応する必要性が高まってきています。そこで、2点伺います。

1点目は、今回の法改正に合わせ、5年が経過する「マナー条例」の見直しの考え方と関連施策の強化についてです。

まち猫活動支援事業や、マイクロチップ装着事業の促進はもちろんのこと、中でも、多頭飼育や特定動物飼育の適正化を図るための諸施策については、実効性ある取組みが必要です。マナー条例の見直しの見解と、動物愛護行政の更なる推進に向けた強化策について具体的にお答えください。

2点目は、動物虐待対策です。

今回の法改正でも動物虐待に対する罰則が強化され、殺傷で「懲役2年・罰金200万円」が、「懲役5年、罰金500万円」に。虐待遺棄では、これまで罰金100万円だけであったものに、懲役刑が加えられる等、厳罰化されました。

動物虐待対策については、5年前に兵庫県で、虐待動物を守るための動

物虐待事案等専用相談電話「アニマルポリスホットライン」が立ち上りました。また過日大阪でも、住民が迷わず速やかに相談通報できるよう相談窓口を一元化した、アニマルポリス#7122、「悩んだら・わん・にゃん・にゃん」の開設が表明されたところですが、実効ある動物虐待対策には、警察行政との連携が不可欠であることは言うまでもありません。

私は、府市協調で全国に誇る動物愛護行政を推進してきた京都こそ、動物虐待事案に適切に対処できるよう、通報・相談・調査・保護等の対応について、獣医師や動物愛護団体等とのネットワーク力を活かした、アニマルポリス及びアニマルレスキュー機能を有する全国のモデルとなる動物虐待対応の体制を、府市協調で構築すべきではないかと考えます。いかがですか。

■次に、夜間中学について伺います。

「夜間中学」とは戦後、生活困難等の理由で義務教育の機会が十分に得られなかった人のために中学校に設置された夜間学級のことです。

近年は、不登校などで学校に通えなかった人の学び直しや、日本で働く外国籍の方の日本語教育の場としても再評価され、世代・国籍を超えて、多様化する教育ニーズにきめ細かく対応する教育機会の場として注目を集めています。こうした動きの背景には、平成28年12月、学校外のフリースクールや夜間中学など、多様な学びの場づくりを進めるために制定された「教育機会確保法」があります。

法制定により、夜間中学の設置が自治体の責務となったことで、文部科学省は「各都道府県に少なくとも1校設置」を目標に促進を図っていますが残念ながら現時点では京都府をはじめとする9都府県において、京都市など政令市7都市を含む27都市33校のみの設置に留まっています。

国勢調査データによれば義務教育の未修了者は少なくとも全国で、13万人近くもいるとされる中で、実際に夜間中学に通っている人は、2000人程度と、わずか1%程度しかなく、受け皿不足が明らかになっています。

しかしその一方で、民間ボランティア等が、自主的に夜間教室を開設運営され多様な教育ニーズに応えていることも忘れてはなりません。さて、京都市では、平成19年に、いち早く夜間中学と不登校生徒を対象とした特別教育を、昼間部・夜間部の併設型で、旧郁文中学校の校舎を継承活用し洛友中学校として開校されています。現在、国籍では、韓国朝鮮・中国・台湾・日本、年代では、10代から70代の方まで、24名が通学され、活き活きと学ばれていると伺っています。

ところで、京都市の夜間中学の入学要件は、「義務教育未修了者」、または「義務教育を修了したものの実質的に十分な教育を受けていないと認められる者」と定められ、併せて「京都市内に住所地を有する者」に該当しなければならないとされていることから、京都市内で働いていても居住地が市外であれば入学できない規定となっています。

この居住要件については、すでに設置している横浜市や川崎市等の多くが、市内在住だけでなく、当該市内で働いている方も対象にし、教育機会の確保に門を開いていることを考えれば、SDGsを都市の理念に掲げる京都市においてはなおさら改善すべきです。

京都市教育委員会は、昨年度、京都府教育委員会が立ち上げた、「夜間中学の設置に係る検討会議」に参画し、1年間かけ夜間中学の広報周知、ニーズ調査などの課題について検討されたようですが、本年3月には検討会議は終了しています。そこで伺います。

私は、益々教育ニーズが多様化する時代動向を踏まえ、入学要件の緩

和や、それに係る府市の負担割合、さらに民間が運営する自主的な夜間中学教室等に対する支援のあり方等も含めた諸課題について府と再協議を行い、「誰一人取り残さない」ため、教育機会の一層の確保に府市連携で取り組むべきと考えますが、いかがですか。

■次に、学校給食費の公会計化について伺います。

これは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用し、学校給食費に関する収入および支出を、地方公共団体の歳入歳出予算に位置づけるものです。文部科学省は、本年1月に中教審でまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題した答申を踏まえ、給食費等の徴収管理業務を、これまでの学校毎に行ってきたいわゆる「私会計」から、地方公共団体が行う「公会計」の導入を推進するための指針をこの夏、通知いたしました。

公会計制度の導入については、地方公共団体が一括管理の予算とすることで、会計の公正・透明性が一層確保される。学校毎の徴収状況に影響されず、徴収管理の一元化により業務の効率化が図れる。保護者の利便性の向上が図れる。そして何よりも教職員の働き方改革を推進し、教職員の負担軽減により子どもと向き合う時間を確保できる。等の効果が見込まれるものとされています。

京都市は、これまで学校現場において工夫しながら独自の徴収・管理体制で対応されてきておりますが、全国データでも現在、すでに仙台・千葉・横浜・大阪・福岡の5政令市を含む、約4割の自治体が公会計制度を導入しており、来年度からは熊本市も導入すると伺っております。

そこで伺います。今回の通知を契機に、教育委員会を中心に行財政局等とも連携した「学校給食費等の公会計化等準備チーム」を立ち上げ、見込まれる効果の分析とともに、業務システム、財源等の諸課題を整理し、公会計制度導入に向けて検討をはじめるべきと考えます。いかがですか。対応方針について教育長の答弁を求めます。

■最後に、京都駅東南部エリアのまちづくりについて伺います。本エリアは、京都駅八条口の東南部に位置する、北は八条通り、南は九条通り、東は鴨川、西は竹田街道に囲まれた東九条7ヶ町で構成されたエリアで、周辺の崇仁地域や陶化学区と並んで、永年住環境の改善をはじめ人権文化における様々な歴史的課題を抱えてきた地域であります。これらの課題解決のため、京都市が「東九条対策室」を立ち上げ、老朽住宅の買収・除去、コミュニティ住宅や福祉施設、公園緑地などの整備を約25年余りかけて進めてきた結果、当初の目標であった住環境改善は、概ね達せられたものと認識しております。

このような中、文化庁の京都への全面移転決定を受けて、オール京都で文化を基軸にしたまちづくりを進めようとの機運が高まる中、京都市立芸術大学の崇仁地域への移転に併せ、京都駅周辺エリアで「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンを創出するための「京都駅東南部エリア活性化方針」が、平成29年3月に策定されました。

そして今般その「活性化方針」を具体化するため都市計画の用途地域の変更等の見直し素案が提示されたところです。この素案では、住居地域であったエリアを近隣商業地域に、準工業地域エリアを商業地域へと大胆に用途変更するもので、これにより容積率や建蔽率も大きく緩和されることになります。加えて、「特別用途地区」の指定を別途条例化により規定することも示されています。

これらの素案に対して、地域住民は、文化芸術のまちの創出による地

域の活性化への期待を寄せる一方で、

ここ数年の当該エリア内におけるホテルの乱立、地価高騰、スーパー や商店の閉鎖の状況を見るにつけ、人口減少・少子高齢化が加速する地域にあって、今後も、住み慣れたこのまちで、安心して住み続けられるのかどうか。また、今回提案されている都市計画の用途変更によって、まちづくりがどのように誘導されていくのか。さらに、別途条例化される「特別用途地区建築条例」によって、これまで培われてきた多文化共生、人権文化の地域特性が、どのように守られ継承されていくのか。生活現場視点からのまちづくりの方向性が見えないまま、都市計画や建築条例先行型のまちづくりの進め方に、大きな不安を持たれているのが現状です。

一口に「文化芸術のまちづくり」といっても舞台芸術や現代アートなど、何を基調にするのか多種多様です。市立芸大が移転する崇仁地域である東部エリア、そして文化芸術と若者を基軸としたまち目指そうとする東南部エリアは、「人権」と「多文化共生」といういわば文化芸術を作り出す人間の根本命題を潜在的に有している地域であり、それ故に、人権・多文化共生のチカラを土壤とした文化芸術を、世界へ発信する強いメッセージ性を持ったかけがえのない舞台そのものもあります。その意味でも、京都市が、このエリアでどういった「文化芸術のカタチ」を創造するのかが、問われていると思います。そこで伺います。

私は、今後京都市がこのエリアを中核として創ろうとしている「文化芸術」の目指すべき姿を、より具体的に明示し、「理念の共有化」をまずは、地域と図ることが極めて重要だと思います。その意味から、府内各部局連携した「京都駅東南部エリア活性化に係る府内連絡チーム」による検討会議を活発化させ、このエリアで今後展開すべき文化芸術政策をより具体化させるアートマネジメントを十分に検討すべきです。そして、地域に醸成してきた多文化と、若者と文化芸術とが新しく息づく「多様性の調和」のモデルとなるエリアマネジメントを、自治会、連絡会等、地元地域の住民組織としっかりと連携し進めるべきと考えます。

活性化方針の具体的事業化に係る住民まちづくり組織への対応と、今後のアート及びエリアマネジメントの方策についてお答えください。

以上で、私の質問を終わります。

[演説一覧にもどる]